

自動車損害賠償責任保険制度について

令和5年10月16日

国土交通省 物流・自動車局

保障制度参事官室

1. 自賠償保険制度の全体像

自賠責保険とは

- ・全ての自動車に締結義務(強制保険)。
- ・**第三者への人身損害をてん補**。自損事故・物損は任意保険で対応。

(保険金の限度額)

死 亡:3,000万円 後遺障害:4,000万円~75万円 傷 害:120万円

- ・**収支が均衡するように保険料を設定**。

(自賠責保険料の例)

自家用乗用自動車:17,650円(2年)

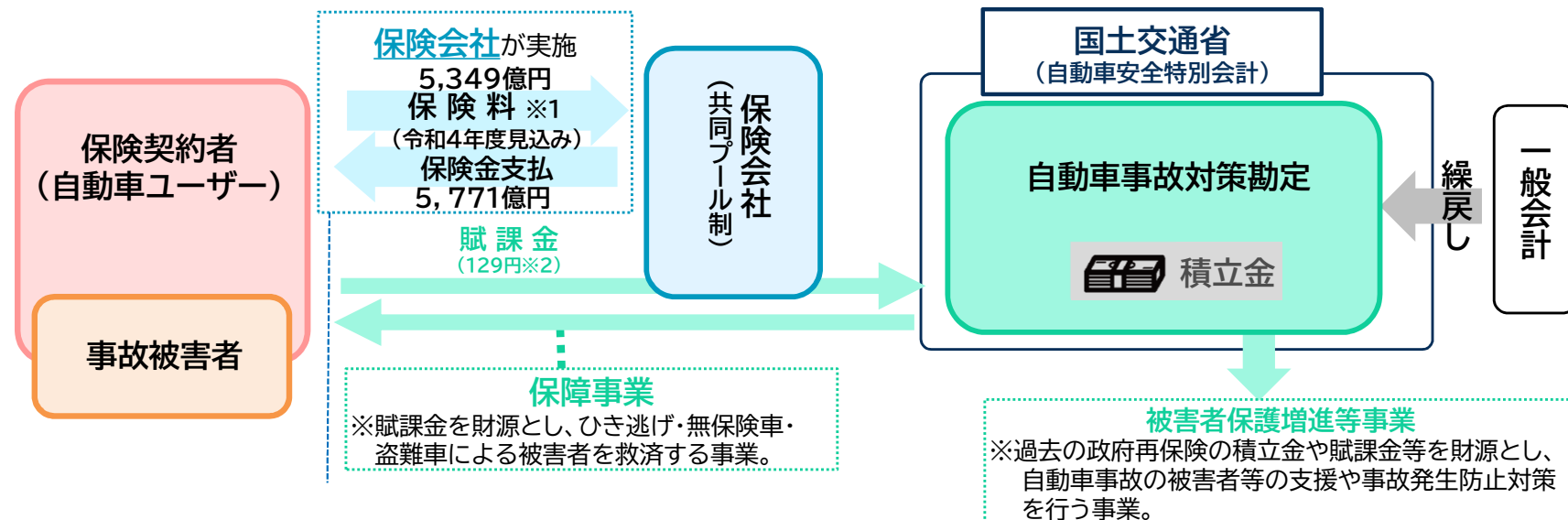
バス(営業用):31,920円(1年)

タクシー :78,100円(1年)

トラック(営業用普通):24,100円(1年)

(※R5.4.1以降の契約から適用)

自賠責保険等に関する仕組み

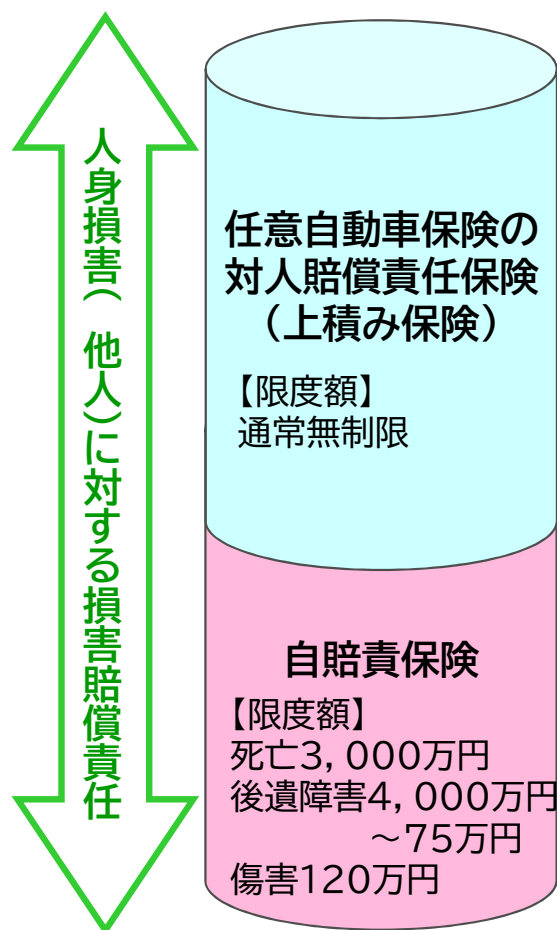


(※1)保険料の設定は、保険会社に利益も損失も生じないようにするという「ノーロス・ノープロフィット」原則に基づき、金融庁において、あえて赤字になる料率を設定。

(※2)自家用普通乗用車(1台当たりの1年契約 保障事業充充分 4円 + 被害者保護増進等事業充充分 125円)

保険の補償範囲について(自賠責保険と任意保険)

- 自動車に関する損害保険として、自賠責保険(強制保険)のほか、任意保険がある。
- 任意保険には、対人賠償保険、人身傷害保険、対物賠償保険、車両保険等がある。
- 対人賠償保険は、自賠責保険の限度額を超える損害をてん補する性格を有している。



		被害者のための保険		自分のための保険
民間の保険による救済	人身事故	自賠責保険(共済) 強制保険	対人賠償保険 自賠責の超過部分の賠償責任を補償	人身傷害保険 自己の死傷による損害を補償
	物損事故	対物賠償保険 相手車両等の損害の賠償責任を補償		車両保険 自己の車両損害を補償

政府保障事業(人身事故のみ)

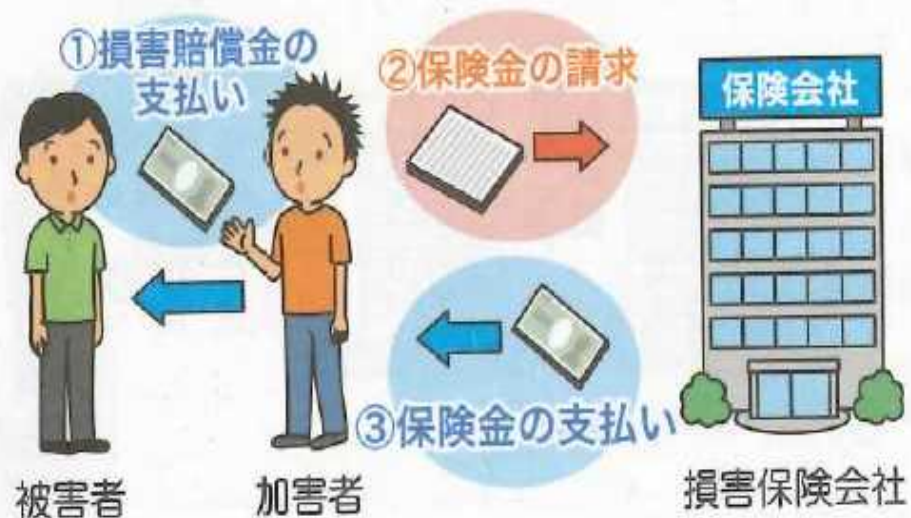
上記自賠責保険(共済)により救済されない無保険車、ひき逃げによる事故の被害者の損害を加害者に代わって政府が填補。

2. 保険金の支払い

自賠償保険(共済)の請求方法は「加害者請求」と「被害者請求」がある。

加害者請求

加害者が被害者に損害賠償金を支払ったあと、
保険金を損害保険会社等に請求する。
(加害者の任意保険会社が、自賠償も含め一括して扱う運用も多い。)



(保険金の請求)

第15条 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

被害者請求

被害者が加害者の加入している損害保険会社等に直接請求する。(自賠償の独自制度)



(保険会社に対する損害賠償額の請求)

第16条 第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

死亡

(限度額: 3,000万円)

慰謝料

遺族分
550~750万円

死亡本人分
400万円

逸失利益

(年収 - 生活費) × 就労可能年数の
ライフニッツ係数

葬儀費

100万円

傷害

(限度額: 120万円)

慰謝料

4,300円/日 × 治療日数

積極損害

治療関係費

- ・応急手当費
- ・診察料
- ・入院料
- ・投薬料等
- ・通院費等
- ・看護料
- ・諸雑費
- ・柔道整復等の費用
- ・義肢等の費用
- ・診断書等の費用

文書料、搬送費等

休業損害

6,100円/日 × 休業日数

後遺障害

(限度額: 4,000万円~75万円)

慰謝料等

別表第1※ 第1級 1,650万円
第2級 1,203万円

別表第2※ 第1級 1,150万円
第2級 998万円
第14級 32万円

※自賠法施行令第2条関係

逸失利益

年収 × 労働能力喪失率 × 就労
可能年数のライフニッツ係数

3. 被害者保護増進等事業

被害者保護増進等事業の概要

国土交通省では、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して被害者救済対策を実施するとともに、新たな自動車事故被害者を生まないための事故発生の防止対策を実施。

被害者支援対策 【改正自賠法第77条の2第1号】

R5予算:140億円

事故防止対策 【改正自賠法第77条の2第2号】

R5予算:60億円

重度後遺障害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、リハビリや介護者の休養等を目的に短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和5年3月現在)>
協力病院:202箇所、協力施設:139箇所

○介護者なき後の生活の場確保に向けた支援

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等で生活することができるようグループホーム等の新設や受入体制の確保・維持を支援

事故の相談・解決

- (公財)日弁連交通事故相談センターによる法律相談

交通遺児への支援

- 賠償金を基にした育成給付金の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 交通遺児の集いの開催



安全総合対策事業

○ASV(先進安全自動車)の普及

○運行管理の高度化に資する機器等普及、社内安全教育実施

○プロドライバー等に対する安全運転意識向上に係る教育等



自動車安全性能の評価

実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



自動車アセスメント

被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献

安全指導業務

自動車事故を

防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント



被害者援護業務

自動車事故被害者を

支える

- 療護施設の設置・運営
- 介護料の支給
- 生活資金の無利子貸付



安全情報提供業務

自動車事故から

守る

- 自動車アセスメント

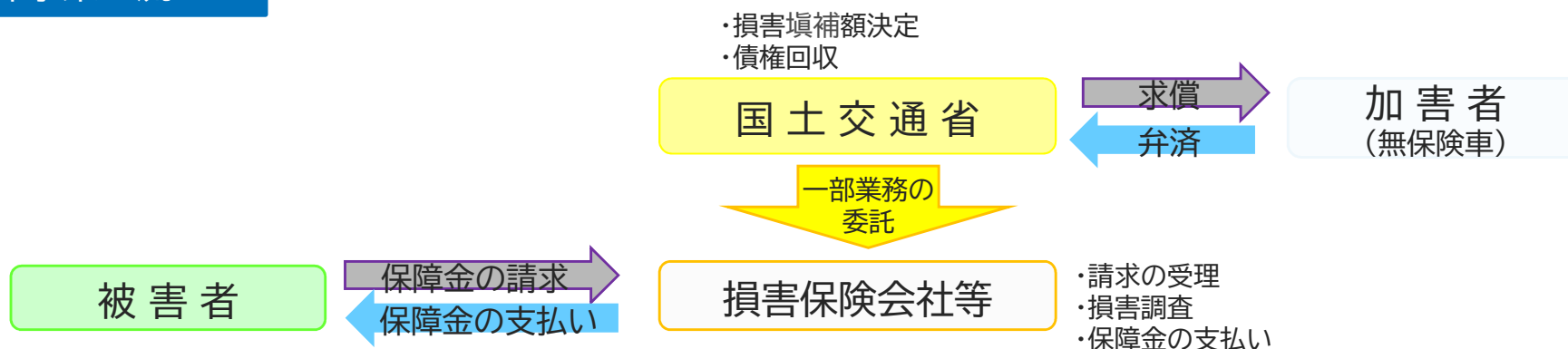


- 名称 独立行政法人自動車事故対策機構
- 目的 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止
- 設立 H15年10月～（前身 自動車事故対策センター S48年～）
- 組織 本部（東京）、全国に50支所、療護施設12カ所

4. 政府保障事業

加害者が自賠責保険に加入していない(無保険車両)場合や、ひき逃げで加害者が不明である場合には、自賠責保険への請求ができないことから、被害者に対し、国が自賠責保険と同等の損害の填補を行い被害者の救済を行う(自賠法第72条第1項第1号又は第2号)

政府保障事業の流れ



政府保障事業の取扱件数・支払実績

単位:件、百万円

	区分	受付件数	支払件数	支払保障金額
令和2年度	ひき逃げ	384	330	136
	無保険	170	91	373
	合計	554	421	509
令和3年度	ひき逃げ	338	342	169
	無保険	157	157	647
	合計	495	499	815
令和4年度	ひき逃げ	252	206	116
	無保険	123	69	182
	合計	375	275	299

政府保障事業の原資

被保険者からの賦課金(自賠責保険料の一部)

令和5年度
予算

- ・国の賦課金収入 7億円
- ・自動車1台当たり 約8円/2年
(自家用普通乗用車2年契約の場合)

ひき逃げ事故や無保険事故に遭い、被害者が自賠責保険に請求できない場合、政府は、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補。

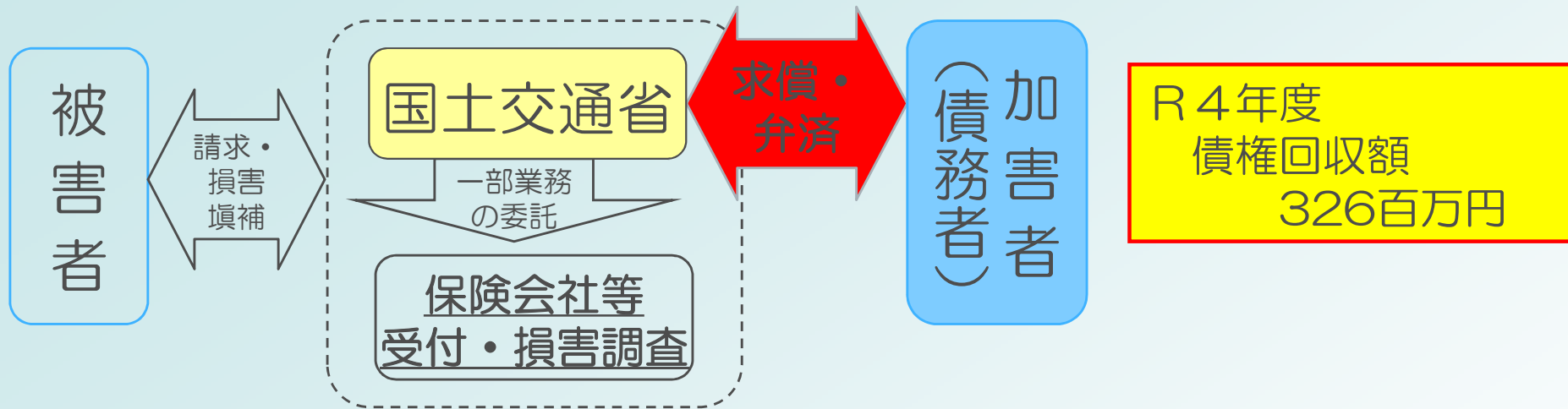
- ①傷 害：傷害を受けた者一人につき 120万円
死亡した者で死亡に至るまでの傷害による損害につき 120万円

- ②死 亡：死亡した者一人につき 3,000万円

- ③後遺障害：身体に残った障害の程度に応じた等級により、
 - a. 神経系統の機能又は精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時又は随時介護を要する後遺障害 4,000万円（第1級）又は3,000万円（第2級）

 - b. 上記 a. 以外の後遺障害 3,000万円（第1級）～75万円（第14級）

債権の回収業務



○ 強制保険への加入義務を果たさず事故を起こした加害者を放置することは、社会正義の観点から許されない。 → 加害者（賠償責任者）に対し、厳正な求償が必要

○ 求償を受ける加害者（賠償責任者）にとっては、個人財産からの弁済となる。
 （保険加入者が、保険金を払う場合には個人の負担はないのと大きく異なる。）
 → 全体の損害額、そのうちの加害者の過失割合等について、加害者から争いがあることが多い。

- | | | |
|----------------|------------------------|-------------------------------------|
| ○債務者（加害者）に多い特徴 | • 遵法意識の低さ | • 資力の不足 |
| ○訴訟となる割合が高い | • 国原告の訴訟
• 債務者原告の訴訟 | → 債権回収のための訴訟
→ 債務不存在、求償金額等に対する不服 |

5. おわりに

交通事故被害者向け「被害者ノート」の作成

背景・概要

- 自動車事故に遭った直後の被害者が突然のことで混乱をしてしまうことが想定されるところ、その時々における「記録」をしっかりと整理して残すことが、後々重要となるケースがある。
- 犯罪被害者一般を対象に「記録」を残すことをサポートするツールの作成は民間において行われているものの、交通事故に特化したものを求める声がある。

今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 報告書抜粋(令和3年7月13日)

【今後の対応】

- 犯罪被害者を対象とした「被害者ノート」(発行:「途切れない支援を被害者と考える会」)が作成されているところ、自動車事故被害の観点からさらに内容を充実させることにより、自動車事故被害者にとって、より効果的なツールとした「被害者ノート」の作成を検討すべきである。



交通事故被害者向け「被害者ノート」の作成

自動車事故被害者が各支援団体等と早期につながるとともに、事故の概要等を記録することで、自分の状況を客観的に把握するとともに、受けた被害を繰り返し説明することを防ぐことが出来るよう「交通事故被害者ノート」を作成

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001594526.pdf>

※「被害者ノート」データにアクセスできます→



配布方法

【PDFデータのダウンロード】

・自賠償ポータルサイト
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>

・ナスバ((独)自動車事故対策機構)

【窓口での配布】

・各都道府県の犯罪被害者相談
 ・ナスバ((独)自動車事故対策機構)主管支所